

○木津川市遠距離通学費補助金交付要綱

平成25年4月1日教育委員会告示第7号

改正

平成29年2月27日教育委員会告示第3号

木津川市遠距離通学費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、木津川市立小学校へ遠距離通学及び遠距離通学に準ずる通学をする児童（以下「児童」という。）の通学費に係る経済的負担の軽減を図るため、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、木津川市補助金等の交付に関する規則（平成19年木津川市規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通学距離 児童の居住集落から学校所在地までの距離又は児童及び生徒の入学すべき学区を指定する規則（平成19年木津川市教育委員会規則第8号）第4条の規定により学区外就学をした場合における指定した学校所在地から選択した学校所在地までの距離（以下「学区外就学通学距離」という。）をいう。
- (2) 遠距離通学 通学距離が原則として4キロメートル以上である場合の通学をいう。
- (3) 遠距離通学に準ずる通学 児童の居住集落から学校所在地までの距離が原則として3キロメートル以上4キロメートル未満であり、かつ、通学すべき道路が児童の通学安全対策上危険な状態にあると教育長が認めた通学又は学区外就学通学距離が原則として3キロメートル以上4キロメートル未満である場合の通学をいう。

(補助対象)

第3条 木津川市遠距離通学費補助金（以下「補助金」という。）の交付対象者は、

木津川市に居住して木津川市立小学校に通学するため、学校長が公共交通機関の利用を認めた児童の保護者とする。ただし、通学費に係る他の補助制度の適用を受けている者を除く。

(補助金の額)

第4条 補助金の交付対象経費は、公共交通機関を利用して通学する児童が実際に支払った運賃とし、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 公共交通機関を利用した遠距離通学 当該公共交通機関の旅客運賃額の100分の100以内の額

(2) 公共交通機関を利用した遠距離通学に準ずる通学 当該公共交通機関の旅客運賃額の100分の50以内の額

(交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付申請、受領その他これに係る一切の事務を学校長に委任するものとする。

2 前項の委任を受けた学校長は、木津川市遠距離通学費補助金交付申請書(別記様式第1号)に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その適否を審査し、補助金の交付を決定したときは、木津川市遠距離通学費補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により学校長に通知するものとする。

(変更交付申請等)

第7条 前条の決定を受けた学校長は、補助金の交付申請の内容に変更が生じたときは、木津川市遠距離通学費補助金変更交付申請書(別記様式第3号)に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その適否を審査し、補助金の変更交付を決定したときは、木津川市遠距離通学費補助金変更交付決定通知書(別記様式第4号)により学校長に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第8条 学校長は、学期毎に児童の公共交通機関の利用実績を添えて補助金の請求を

しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、その内容を審査し補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第9条 学校長は、全学期が修了したときは、木津川市遠距離通学費補助金実績報告書（別記様式第5号）に必要な書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月27日教育委員会告示第3号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月29日教育委員会告示第12号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

年 月 日

木津川市長 宛て

木津川市立 学校  
校長 印

年度 学期木津川市遠距離通学費補助金交付申請書

木津川市遠距離通学費補助金交付要綱第5条第2項により、下記のとおり 年  
度 学期遠距離通学費補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 関係書類 別 添

(1) 年度 学期遠距離通学費補助金交付対象者名簿

(2) その他必要な書類

別記様式第2号（第6条関係）

年 月 日

木津川市立 学校長 様

木津川市長 

年度 学期木津川市遠距離通学費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度 学期木津川市遠距離通学費  
補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 交付対象者及び決定額等 別添調書のとおり

<備考>

- 1 補助金交付決定額等に変更が生じたときは、速やかに変更申請を行うこと。

別記様式第3号（第7条関係）

年 月 日

木津川市長 宛て

木津川市立 学校  
校長 印

年度 学期木津川市遠距離通学費補助金変更交付申請書

年 月 日付で交付決定のあった 年度 学期木津川市遠距離通学費補助金について、交付申請内容に変更が生じたため、木津川市遠距離通学費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり交付申請額を変更して交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付変更申請額 円
- 2 関係書類 別 添
  - (1) 年度 学期遠距離通学費補助金交付対象者名簿
  - (2) その他必要な書類

別記様式第4号（第7条関係）

年 月 日

木津川市立 学校長 様

木津川市長 印

年度 学期木津川市遠距離通学費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度 学期木津川市遠距離通学費補

助金について、下記のとおり変更交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金変更交付決定額 円
- 2 交付対象者及び決定額等 別添調書のとおり

別記様式第5号（第9条関係）

年 月 日

木津川市長 宛て

木津川市立 学校  
校長 印

年度木津川市遠距離通学費補助金実績報告書

木津川市遠距離通学費補助金交付要綱第9条により、下記のとおり実績を報告します。

記

- |   |          |   |
|---|----------|---|
| 1 | 事業の経費の総額 | 円 |
|   | (内訳) 1学期 | 円 |
|   | 2学期      | 円 |
|   | 3学期      | 円 |
- 2 関係書類 別 添
- (1) 交付対象者からの受領書
  - (2) その他必要な書類